

2026年度税制改正に関する要望書 (説明資料)

2025年9月19日



目次

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係	3
2. 所得税法上の有価証券の範囲	5
3. 所得税法における課税の特例を受ける要件	6
・ 配当所得	
・ 譲渡所得	

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係（1/2）

	国内上場株式	国内非上場株式	特定受益証券発行信託 （上場又は公募）	受益証券発行信託（一般）（特 定受益証券発行信託除く）	匿名組合の権利
① 配当及び収 益分配金の課 税（申告納 税）	納税者は以下のいずれかの課税方 法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除く) 所法22条②一、所法24条①、所法 92条、措法8条の4①一、8条の5① 一	納税者は以下のいずれかの課税方 法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当 等に限る) 所法22条②一、所法24条①、所法 92条、措法8条の5①一	(i)総合課税 (ii)申告分離課税 (iii)源泉分離課税 所法24条①、措法8条の4①四、8条 の5①五	(i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当 等に限る) 法2条二十九の二、所法2条①八の 三、所法6条の3①八、所法22条②一 所法24条①、所法92条、措法8条の 5①一	原則：雑所得 例外：匿名組合事業を営業者と共に 経営していると認められる場合 は、事業所得又はその他の各種所得 所通36・37共-21
② 配当の課税 （源泉徴収）	利益配当につき、20.315%（所得 税及び復興特別所得税15.315%、 地方税5%）の源泉所得税がかか るただし、大口株主等の場合には 20.42%の源泉所得税がかかる 法181条①、所法182条二、措法9 条の3①、復興確法28条、地法71 条の28	利益配当につき、20.42%の源泉 所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興 確法28条	収益分配金につき、20.315%の源 泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興 確法28条	収益分配金につき、20.42%の源 泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興 確法28条	組合からの分配金につ き、20.42%の源泉所得税がかかる 所法210条、所法211条、復興確法 28条
③ 譲渡損益の 課税（解約及 び償還を除 く）	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②一	一般株式等として申告分離課税 措法37条の10①、②一	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②三の二	一般株式等として申告分離課税 所法6条の3①四、措法37条の10①、 ②一	譲渡価額と取得価額との差額が譲渡 所得として総合課税の対象となる

国内上場株式等に適用される課税と同様の取り扱いを要望する

1. 所得税法における主要な有価証券の課税関係 (2/2)

	国内上場株式	国内非上場株式	特定受益証券発行信託 (上場又は公募)	受益証券発行信託 (一般) (特定受益証券発行信託除く)	匿名組合の権利
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 措法37条の12の2①	配当所得との損益通算不可	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可	配当所得との損益通算不可
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除可能。 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除不可
⑥ 特定口座への受入	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可	不可
⑦ 導管性の有無	無し	無し	無し	無し	有り

国内上場株式等に適用される課税と同様の取り扱いを要望する

2. 所得税法上の有価証券の範囲

1. 法令等における有価証券の範囲の相違

金商法改正により創設された電子記録移転権利は、第二項有価証券の商品でありながらも、高い流通可能性等に鑑みて、第一項有価証券としての規制が適用されることになった。他方、所得税法では電子記録移転権利に関連する法改正は行われていないため、従来通り電子記録移転権利の内容に応じた課税がされる。

金商法により高い流通性を想定して重い金融規制を課したこととのバランスを考慮し、流通性を阻害しないために、所得税法においても有価証券の範囲に含めて課税の特例を受けられる仕組みが必要である。

規制区分	金融商品取引法	所得税法	備考
第一項有価証券	<金商法2条1項各号> ・ 株券/社債/受益証券発行信託の受益権等	<所得税法> 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう	有価証券の範囲は概ね整合している
	<金商法2条2項柱書> ・ 有価証券表示権利	<所得税法施行令4条1項1号> ・ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号及び第十七号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）	有価証券の範囲は概ね整合している
	<金商法2条2項各号> ・ 電子記録移転権利	（電子記録移転権利は所得税法において有価証券の範囲に含まれていない）	限られた一部のみ
第二項有価証券	<金商法2条2項各号> ・ 電子記録移転権利以外の信託受益権、 集団投資スキーム持分等 ・ 適用除外電子記録移転権利	<所得税法施行令4条1項2号> ・ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分	限られた一部のみ

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（1/4）

1. 配当所得

上場株式等（上場された特定受益証券発行信託の受益権を含む）及び特定受益証券発行信託の受益権（公募）については、各種所得金額を合計して所得税額を計算する総合課税制度が適用されるが、①源泉分離課税とされるもの、②確定申告をしないことを選択したもの、及び③上場株式等の配当について申告分離課税を選択したもの、を除くとされている。③について、以下に掲げる「上場株式等の配当等」に該当する場合、「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」により申告分離課税が選択適用可能（租税特別措置法第八条の四第一項）となる。

特定受益証券発行信託の受益権（上場又は公募）同様、電子記録移転権利に係る収益分配金について、「上場株式等の配当等」に含め申告分離課税を選択適用できるように要望する。

<上場株式等の配当等（租税特別措置法第八条の四第一項各号）>（正確な要件は条文参照）

- 一．金融商品取引所に上場されている株式等
- 二．投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配
- 三．特定投資法人の投資口の配当等
- 四．特定受益証券発行信託（信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の収益の分配
- 五．特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当
- 六．特定公社債の利子

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（2/4）

1. 配当所得

先述のスライド（後述の参考資料のスライド含む）のとおり、受益証券発行信託は、課税関係が4パターン（特定受益証券発行信託（上場又は公募）、特定受益証券発行信託（上場・公募でないもの）、受益証券発行信託（上場）、受益証券発行信託（一般））存在している。特に、特定受益証券発行信託（上場又は公募）の場合、「上場株式等の配当等」に含まれ、その収益分配金は申告分離課税が選択適用可能になる。なお、特定受益証券発行信託に該当するための要件は以下の通りである。

<特定受益証券発行信託（所得税法第二条第一項十五の五及び法人税法第二条第一項二十九号ハ）>（正確な要件は条文参照）

1. 信託事務の実施につき政令で定める要件に該当するものであることについて政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた法人
2. 各計算期間終了の時における未分配利益の額として政令で定めるところにより計算した金額のその時における利益留保割合が政令で定める割合（1,000分の25）を超えない旨の信託行為における定めがあること。
3. 各計算期間開始の時において、その時まで到来した利益留保割合の算定の時期として政令で定めるもののいずれにおいてもその算定された利益留保割合が（2）に規定する政令で定める割合を超えていないこと。
4. その計算期間が一年を超えないこと。
5. 受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が存しない信託に該当したことがないこと。

そのため、特定受益証券発行信託（上場又は公募）のように、電子記録移転権利においても特定の要件を定め、それに該当する場合に「上場株式等の配当等」に含めることを要望する。

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（3/4）

2. 譲渡所得

各種所得金額を合計して所得税額を計算する総合課税制度が適用されるが、①土地・建物等の譲渡、及び、②株式等の譲渡、による譲渡所得を除くとされている。

②について、以下に掲げる「上場株式等」に該当する場合、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」により申告分離課税が選択適用可能（租税特別措置法第三十七条の十一第一項）となる。

電子記録移転権利の譲渡について、「上場株式等」に含め申告分離課税を選択適用できるよう要望する。

<上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十一第二項）>（一部省略・正確な要件は条文参照）

- 一． 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの
- 二． 投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものの受益権
- 三． 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口
- 三一二． 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八条の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権
- 四． 特定目的信託の社債的受益権
- 五． 国債及び地方債 など

なお、「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」においても申告分離課税の選択適用が可能となるが、損益通算や特定口座の利用の観点から「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」を適用することも要望する。

3. 所得税法における課税の特例を受ける要件（4/4）

3. その他

<譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定口座の受け入れ>

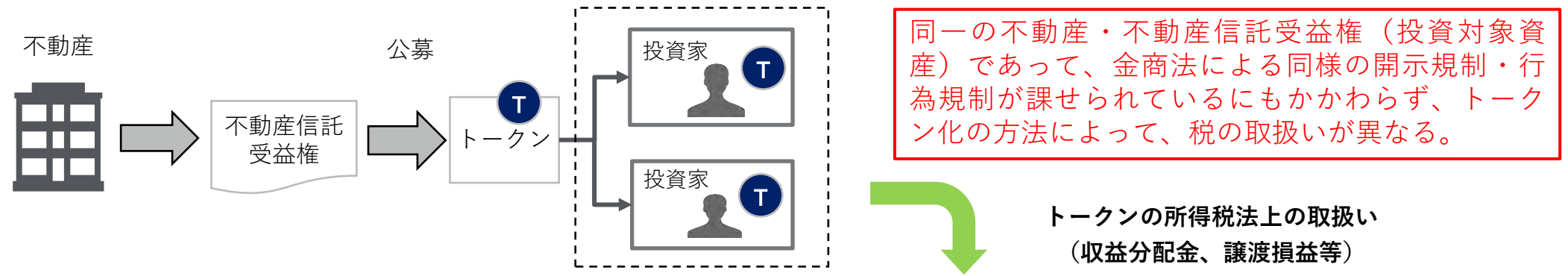
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（租税特別措置法第三十七条の十二の二）には、「上場株式等」の定義はなく、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例にある「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の定義と同義であると考えられる。

また、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（租税特別措置法第三十七条の十一の三）において、「上場株式等」の定義はなく、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例にある「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の定義と同義であると考えられる。

そのため、上記のいずれにおいても、その特例の条文を改正しなくても、租税特別措置法第三十七条の十第二項にある「株式等」の定義及び租税特別措置法第三十七条の十一第二項にある「上場株式等」の定義にそれぞれ電子記録移転権利を追加すれば、損益通算や繰越控除制度、並びに特定口座の特例を利用可能になると考えられる。

参考資料

【参考1】 トークン化された受益証券発行信託の受益証券と匿名組合出資持分の税の取扱い



項 目	受益証券発行信託の受益証券（金商法2条1項14号）	匿名組合の権利（金商法2条2項5号）
① トークンの分類	トークン化された株式・社債等	電子記録移転権利
② 税法	特定受益証券発行信託（公募）	匿名組合の権利
③ 配当の課税	配当所得に該当 ① 総合課税、② 申告分離課税、③ 源泉分離課税から選択可	総合課税 - 原則：雑所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
④ 配当の源泉徴収	収益分配金につき、20.315%の源泉所得税	組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税
⑤ 譲渡損益の課税	上場株式等として申告分離課税	総合課税 - 原則：譲渡所得 - 例外：事業所得又はその他の各種所得
⑥ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損益と配当所得との損益通算可	配当所得との損益通算不可
⑦ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可	損失の繰越控除不可
⑧ 特定口座への受入	受入れ可	不可
⑨ 導管性の有無	なし	あり

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（1/6）

	金商法2条2項一号 信託の受益権	金商法2条2項三号 合同会社等の社員権	金商法2条2項五号 民法組合等の権利	金商法2条2項五号 匿名組合の権利
商品例	不動産の信託受益権 信託の受益権（金商法第2条第1項第10号及び同項第12条から第14条に掲げる信託の受益証券等に表示されるべきものを除く。）の取り扱い、信託財産の内容（株式、公社債、金銭債権、不動産等）によって異なる。ここでは次の信託受益権を例に課税関係を整理する 合同運用信託、不動産信託等 なお、法人課税信託及び退職年金等信託に該当する信託受益権については本件説明資料の対象から除外している	社員権型ファンド	投資事業有限責任組合への出資 有限責任事業組合への出資	匿名組合への出資
① 配当の課税 （申告納税）	合同運用信託：集団投資信託に該当し信託配当時に、利子所得として、総合課税 所法2条十一、所法13条①③一、所法22条②一、所法23条① 上記以外：受益者等課税信託として、受益者が当該信託財産を直接有するものとされるため、信託配当時に課税はなく、その信託財産に帰せられる収益及び費用をその受益者の収益及び費用として認識する そのため、不動産から賃料収入及び減価償却費などの経費が生じている場合には、その収入及び経費に基づき不動産所得を認識する 所法6条の2、所法13条①、所法26条②、法2条二九の二	総合課税の上、配当控除の適用が可能 10万円以下の少額配当の場合は申告不要の選択が可能 所法22条②一、所法24条①、所法92条、措法8条の5①一	組合事業に係る損益は、個人のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額又は必要経費として認識され、分配受領時での課税なし 所通36・37共-19、19の2、20	原則：雑所得 例外：匿名組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合は、事業所得又はその他の各種所得 所通36・37共-21
② 配当の課税 （源泉徴収）	合同運用信託：信託配当につき、15.315%の源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条一、復興確法28条 上記以外：利子所得、配当所得に該当しないため、源泉徴収は不要	利益配当につき、20.42%の源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興確法28条	組合員が居住者である場合には、源泉徴収は不要	組合からの分配金につき、20.42%の源泉所得税がかかる 所法210条、所法211条、復興確法28条

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（2/6）

	金商法2条2項一号 信託の受益権	金商法2条2項三号 合同会社等の社員権	金商法2条2項五号 民法組合等の権利	金商法2条2項五号 匿名組合の権利
③ 譲渡損益の課税	合同運用信託：譲渡所得として、総合課税 上記以外：信託財産によって総合課税か申告分離課税かが異なる 個人が所有していた不動産の信託受益権を譲渡した場合には、申告分離課税が適用される 措法31条、措法32条	申告分離課税 措法37条の10①、②一	組合持分の譲渡ではなく、組合の合有財産をその持分に応じて譲渡したものとされる 組合財産の内容によって所得区分や総合課税・分離課税の取扱いが異なる	譲渡価額と取得価額との差額が譲渡所得として総合課税の対象となる
④ 損益通算	合同運用信託：総合課税の他の所得と損益通算可能 所法69条 上記以外：信託財産によって損益通算の可否が異なる。不動産賃貸等の所得については、総合課税が適用されるすべての所得との間で損益通算が認められる 一方、不動産に係る譲渡所得については、分離課税が適用され、長期譲渡所得又は短期譲渡所得内においてのみ損益通算が可能である 措法31条、措法32条	上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可	上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可。	上場株式の譲渡損のように配当所得との損益通算不可
⑤ 繰越控除	信託財産の譲渡が総合課税の対象となるのであれば、3年間の繰り越し控除可能（青色申告者は純損失の全て、白色申告者は変動所得などのみ） 所法70条①②一	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除不可
⑥ 特定口座への受入	不可	不可	不可	不可
⑦ 導管性の有無	合同運用信託：無し 所法13条①③ 上記以外：有り 所法13条①	無し	有り	有り

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（3/6）

	国内上場株式	国内非上場株式	特定公社債	一般公社債	株式投資信託 (私募株式投資信託を除く)	公社債投資信託 (私募公社債投資信託を除く)
① 配当及び 収益分配金 の課税（申 告納税）	納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の 適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除 く) 所法22条②一、所法24条①、 所法92条、措法8条の4①一、 8条の5①一	納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の 適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額 配当等に限る) 所法22条②一、所法24条①、 所法92条、措法8条の5①一	納税者は以下のいずれ かの課税方法を選択 することができる (i)申告分離課税 (ii)源泉分離課税 (iii)申告不要 措法3条①一、8条の4① 六、8条の5①七	源泉分離課税（ただし、 と利子の支払い者である 同族会社の一定の株主 が受ける場合は総合課 税） 措法3条①四	配当所得に該当し、納税者は以下の いずれかの課税方法を選択するこ とができる (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要 所法22条②一、所法24条①、所法92 条、措法8条の4①二、8条の5①三	利子所得に該当し、以下のいずれ かの課税方法を選択することがで きる (i)申告分離課税 (ii)源泉分離課税 措法3条①二、三、8条の4①二、8条 の5①三
② 配当の課 税（源泉徴 収）	利益配当につき、20.315% （所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税5%）の源 泉所得税がかかる ただし、大口株主等の場合に は20.42%の源泉所得税がかか る 所法181条①、所法182条二、 措法9条の3①、復興確法28条、 地法71条の28	利益配当につき、20.42%の 源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、 復興確法28条	利子につき、20.315% の源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182 条一、復興確法28条	利子につき、20.42% の源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182 条一、復興確法28条	利益配当につき、20.315%（所得税 及び復興特別所得税15.315%、地 方税5%）の源泉所得税がかかる ただし、大口株主等の場合には 20.42%の源泉所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、措法9 条の3①、復興確法28条、地法71条 の28	収益分配金（特別分配金を除く）に つき、20.315%の源泉所得税がかか る 所法181条①、所法182条二、復興確 法28条
③ 譲渡損益 の課税（解 約及び償還 を除く）	上場株式等として申告分離課 税 措法37条の11①、②一	一般株式等として申告分離課 税 措法37条の10①、②一	上場株式等として申告 分離課税 措法37条の11①、②	一般株式等として申告 分離課税 措法37条の10①、②七	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②二	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②二

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（4/6）

	国内上場株式	国内非上場株式	特定公社債	一般公社債	株式投資信託 (私募株式投資信託を除く)	公社債投資信託 (私募公社債投資信託を除く)
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 措法37条の12の2①	配当所得との損益通算不可	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 37の12条の2①	利子所得との損益通算不可	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 37条の12の2①	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配当所得との損益通算可能 7条の12の2①
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤
⑥ 特定口座への受入	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可	特定口座への受入可能。 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭
⑦ 導管性の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（5/6）

	特定受益証券発行信託 （公募）	特定受益証券発行信託 （公募を除く）	受益証券発行信託（上場） （特定受益証券発行信託除く）	受益証券発行信託（一般） （特定受益証券発行信託除く）
① 配当及び 収益分配金 の課税（申 告納税）	配当所得に該当し、以下のいずれかの課 税方法を選択することができる (i)総合課税 (ii)申告分離課税 (iii)源泉分離課税 所法24条①、措法8条の4①四、8条の5① 五	配当所得に該当し、以下の課税方法 (i)総合課税 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に限 る) 所法24条①、措法8条の5①一	配当所得（収益の分配をいい、元本の払い戻し 除く）に該当し、納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告分離課税 (iii)申告不要(大口株主等を除く) 法2条二十九の二、所法2条①八の三、所法6条 の3①八、所法22条②一、所法24条①、所法92条 措法8条の4①一、措法8条の5①一	配当所得（収益の分配をいい、元本の払い戻し 除く）に該当し、納税者は以下のいずれかの課 税方法を選択することができる (i)総合課税の上、配当控除の適用 (ii)申告不要(10万円以下の少額配当等に限る) 法2条二十九の二、所法2条①八の三、所法6 条の3①八、所法22条②一、所法24条①、所法 92条、措法8条の5①一
② 配当の課 税（源泉徴 収）	収益分配金につき、20.315%の源泉所得 税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興確法28 条	収益分配金につき、20.42%の源泉所得 税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興確法28 条	利益配当につき、20.315%（所得税及び復興特 別所得税15.315%、地方税5%）の源泉所得 税がかかる ただし、大口株主等場合には20.42%の源泉 所得税がかかる 所法181条①、所法182条二、措法9条の3①、復興 確法28条、地法71条の28	収益分配金につき、20.42%の源泉所得 税がかかる 所法181条①、所法182条二、復興確法28 条
③ 譲渡損益 の課税（解 約及び償還 を除く）	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②三の二	一般株式等として申告分離課税 措法37条の10①、②五	上場株式等として申告分離課税 措法37条の11①、②一	一般株式等として申告分離課税 所法6条の3①四、措法37条の10①、②一

【参考2】 金商法2条1項・2項各号における課税関係（個人）について（6/6）

	特定受益証券発行信託 （公募）	特定受益証券発行信託 （公募を除く）	受益証券発行信託（上場） （特定受益証券発行信託除く）	受益証券発行信託（一般） （特定受益証券発行信託除く）
④ 損益通算	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に 係る配当所得との損益通算可能 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可	上場株式等に係る譲渡損と上場株式等に係る配 当所得との損益通算可能 37条の12の2①	配当所得との損益通算不可
⑤ 繰越控除	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可	3年間の損失の繰越控除可能 措法37条の12の2⑤	3年間の損失の繰越控除不可
⑥ 特定口座 への受入	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可	特定口座への受入可能 措法37条の11の3、措令25条の10の2⑭	不可
⑦ 導管性の 有無	無し	無し	無し	無し